

病虫害の同定依頼に関する手続

国内に未発生の病虫害が侵入したり、国内の一部地域のみ分布する病虫害が新たな地域に発生した場合、農作物に甚大な被害を与えるおそれがある。こうした被害を回避もしくは最小限に抑えるためには、標的となる病虫害を可能な限り早期に発見・同定し、薬剤散布や被害植物の処分などの的確な防除を速やかに行うことが重要である。このため、植物防疫所では主要な海空港や、通関手続を行う郵便事業所等にトラップを設置するなどの侵入警戒調査によってこれら病虫害の早期発見に努めているが、都道府県の病虫害防除所など国内の各機関から寄せられる病虫害の同定依頼もこうした病虫害の早期発見には欠くことのできない重要な情報源の1つである。また、これらの同定結果を基に各都道府県が特殊報等を発表し、その防除に資することも少なくない。

国内の各機関から植物防疫所が受ける同定依頼は昆虫、ダニ、線虫、糸状菌、細菌、ウイルス等多岐にわたる。同定の結果確認された種の多くは、既に国内で発生が確認されている病虫害であるが、中には *Acidovorax avenae* subsp. *citrulli* (スイカ果実汚斑細菌病菌) のように、同定依頼をきっかけに初めて確認されることもある。

上記の同定依頼の手続については、「重要病虫害発生時対応基本指針」(平成24年5月17日付け24消安第650号・本誌97号に掲載)により、都道府県の調査等で種名不詳の病虫害が発見された場合、速やかに植物防疫所を含む専門機関に同定を依頼する旨が定められた。植物防疫所では各本所(横浜、名古屋、神戸、門司及び那覇)の国内検疫担当が同定依頼の窓口となり、依頼元並びに同定官(病虫害の同定を専門とする植物防疫官)との調整を行っている。また、植物防疫所での同定が困難な場合は、外部の専門家に同定を依頼することもある。

同定においては、寄主・宿主植物名、採取した年月日、場所、採取者氏名等が必要となるほか、試料の送付に際しては病虫害の種類ごとに以下の点に留意して頂くようお願いする。なお、ここで挙げたものは基本的なもので、個々の事例により付加的な事項が必要となることから、送付方法については事前に植物防疫所の担当へお問い合わせ願いたい。また、病虫害による植物

の被害状況については、その情報や写真等も同定の一助となるため、併せて提供して頂きたい。

■害虫：微小害虫(アザミウマ、アブラムシなど)はプレパラート標本または液浸標本(70%エタノール)、それ以外の中～大型のもの(ハエ、コウチュウなど)は乾燥標本を作製し、梱包の際に緩衝材を用いるなど輸送の際標本が破損しないようにする。

■線虫：線形の線虫やネコブセンチュウ類の場合は4ml程度の管瓶に水を十分に入れ(少し空気を入れる)、その中に線虫を入れる。シストセンチュウの場合は水を入れず、そのまま管瓶に入れる。寄主植物ごと送付する場合は乾燥しないよう水で湿らせたティッシュ等で包み、また、土壌は散逸しないようビニール袋に入れる。いずれの試料についても可能であれば冷蔵状態で送付することが望ましい。

■病菌：複数の植物標本を個別に新聞紙等に包んで速達便で送付する。特に果実や蔬菜類など、水分が多い場合は、送付中に腐敗することもあるため、ビニール袋に入れ冷蔵状態で送付する。

